LeeZhao
www.leezhao.com

里兆法律资讯 Leezhao Newsletters
中国上海市陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层
29F, Hang Seng Bank Tower, 1000 Lujiazui Ring Road, Shanghai, China
Tel (86-21) 68411098 Fax (86-21) 68411099 Postal Code 200120

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的订阅法律资讯；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの法律情報の受信をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます（左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます）。

Issue 703·2020/11/17～2020/11/23

目录
（点击目录标题，可转至相应主文；点击主文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 国务院关于上海市浦东新区开展“一业一证”改革试点大幅降低行业准入成本总体方案的批复 2
- 最高人民法院关于加强著作权和与著作权有关的权利保护的意见 2
- 最高人民法院关于知识产权民事诉讼证据的若干规定 3

二、最新资讯

- 东盟十国及中、日、韩、澳、新西兰共同签署《区域全面经济伙伴关系协定》 3

三、里兆解读

- 从债权回收的角度解读《保障中小企业款项支付条例》（连载之一/共二篇） 4

四、近期热点话题 7

目次
（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 上海市浦東新区において「一業一証」改革を試行し、業界参入に係るコストを大幅に削減するための総合方案に関する国務院による回答書 2
- 著作権並びに著作権に関係する権利の保護強化に関する最高人民法院による意見 2
- 知的財産権民事訴訟証拠に関する最高人民法院による若干規定 3

二、新着情報

- 東南アジア諸国連合及び中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドが「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定」に署名した.... 3

三、里兆解説

- 債権回収の視点からみた「中小企業代金支払保障条例」（連載の一/全二回） 4

四、トピックス 7

一、最新中国法令

- 国务院关于上海市浦东新区开展“一业一证”改革试点大幅降低行业准入成本总体方案的批复

【发布单位】国务院
【发布文号】国函〔2020〕155 号
【发布日期】2020-11-19
【内容提要】同意在上海市浦东新区开展“一业一证”改革试点，率先建立行业综合许可制度，试点期为自批复之日起至 2022 年底。

建立行业综合许可制度
▪ 首批选择互联网电商、数据中心/云计算、建设工程施工、建设工程勘察设计、建设工程监理、便利店、超市、饭店、烘焙房/面包房、咖啡馆/茶馆、浴场、消毒产品生产 31 个行业纳入“一业一证”改革试点； ▪ 配套将国务院部门负责实施的 25 项行政许可等事项委托上海市浦东新区承担受理和发证工作。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/19/content_5562629.htm

- 最高人民法院关于加强著作权和与著作权有关的权利保护的意见

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法发〔2020〕42 号
【发布日期】2020-11-16
【内容提要】该规定明确，在作品、表演、录音制品上以通常方式署名的自然人、法人和非法人组织，应当推定为该作品、表演、录音制品的著作权人或者与著作权有关的权利的权利人，但有相反证据足以推翻的除外。

【备　　注】国家版权局发布《关于进一步做好著作权行政执法证据审查和认定工作的通知》，从权利证明、侵权证据、侵权认定三方面确定了十一项措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-272221.html

一、最新中国法令

- 上海市浦東新区において「一業一証」改革を試行し、業界参入に係るコストを大幅に削減するための総合方案に関する国務院による回答書

【発布機関】国務院
【発布番号】国函〔2020〕155 号
【発　布　日】2020-11-19
【概　　要】上海市浦東新区において「一業一証」（企業が申請しなければならない複数枚の許可証を 1 枚の総合業種許可証に統合すること）改革を試行し、業種総合許可制度を他地域に先駆けて構築し、試行期間を国務院の回答日から 2022 年末までとすることに同意した。

業種総合許可制度を構築した
▪ インターネット電子商取引、データセンター及びクラウドコンピューティング、建設工事施工、建設工事の現地調査、設計、建設工事監理、コンビニエンスストア、スーパー、レストラン、ベーカリー及びパン屋、喫茶店及び茶館、入浴施設、消毒製品制造の 31 業種を「一業一証」の改革を試行する第一陣とする。 ▪ これまで国務院傘下の部門が実施していた 25 項目の行政許可等事項の申請受理と許可証の発行を上海市浦東新区に委託する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/19/content_5562629.htm

- 著作権並びに著作権に関係する権利の保護強化に関する最高人民法院による意見

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法発〔2020〕42 号
【発　布　日】2020-11-16
【概　　要】本規定では、作品、上演、録音製品上に通常の方式で署名している自然人、法人及び非法人組織を当該作品、上演、録音製品の著作権者又は著作権と関係のある権利の権利者として推定するものとし、これを覆すに足りる反対証拠がある場合は除くことを明確にしている。

【備　　考】国家版権局は「著作権行政法執行に係る証拠の審査と認定作業のさらなる貫徹に関する通知」を公布し、権利証明、権利侵害の証拠、権利侵害の認定の３つの方面から 11 項目の措置を確定している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-272221.html

- 最高人民法院关于知识产权民事诉讼证据的若干规定

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释〔2020〕12 号
【发布日期】2020-11-16
【实施日期】2020-11-18
【内容提要】该规定主要完善了证据提交、证明妨碍、 证据保全和司法鉴定等制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.court.gov.cn/...

【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- 东盟十国及中、日、韩、澳、新西兰共同签署《区域全面经济伙伴关系协定》

日前，中国政府与东盟十国及日、韩、澳、新西兰共同签署《区域全面经济伙伴关系协定》（协定文本【中文、英文】、各章内容概览、官方解读一、官方解读二、官方解读三）。下一步，各方将致力于履行各自国内核准程序，推动协定早日生效实施。

RCEP 协定由序言、20 个章节（包括：初始条款和一般定义、货物贸易、原产地规则、海关程序和贸易便利化、卫生和植物卫生措施、标准、技术法规和合格评定程序、贸易救济、服务贸易、自然人临时流动、投资、知识产权、电子商务、竞争、中小企业、经济技术合作、政府采购、一般条款和例外、机构条款、争端解决、最终条款章节）、4 个市场准入承诺表附件（包括：关税承诺表、服务具体承诺表、投资保留及不符措施承诺表、自然人临时流动具体承诺表）组成。

RCEP 成员相互实施关税减让、开放市场准入、取消影响贸易的壁垒、简化海关通关程序等，将进一步降低 RCEP 区域内的贸易成本，推进贸易便利化，对于区域各国贸易投资增长具有积极的促进作用。

（里兆律师事务所 2020 年 11 月 20 日编写）

- 知的財産権民事訴訟証拠に関する最高人民法院による若干規定

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法釈〔2020〕12 号
【発 布 日】2020-11-16
【実 施 日】2020-11-18
【概　　要】本規定では主に証拠提出、証明妨害、証拠保全及び司法鑑定等の制度を整備している。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.court.gov.cn/...

【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- 東南アジア諸国連合及び中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドが「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定」に署名した

先頃、中国政府は東南アジア諸国連合及び中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドと「東アジア地域包括的経済連携協定」（協定文書【中文、英文】、各章内容の概観、公式解説一、公式解説二、公式解説三）に署名した。次のステップとして、各国は、協定の早期発効、実施に向けて、各自の国内承認手続きを積極的に進めて行く。

RCEP 協定は前文、20 の章節（冒頭の規定及び一般的定義、物品貿易、原産地規則、税関手続き及び貿易の円滑化、衛生及び植物検疫措置、標準、技術法規及び適合性評価手続き、貿易上の救済、サービス貿易、自然人の一時的な移動、投資、知的財産権、電子商取引、競争、中小企業、経済技術提携、政府調達、一般条項及び例外、機関に関する条項、紛争解決、最終部の条項、章節が含まれる）、市場アクセスに係る 4 つの約束表の附属書（関税に係る約束の表、サービスに関する特定の約束に係る表、投資に関する留保及び適合しない措置に係る約束の表、自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表が含まれる）から成る。

RCEP 加盟国は関税譲許、市場アクセスの自由化、貿易を妨げる貿易障壁の撤廃、通関手続き簡素化等を相互に実施し、RCEP 域内の貿易コストをさらに引下げ、貿易円滑化を促進することにより、域内諸国間の貿易、投資、経済成長を促進する効果が期待される。

（里兆法律事務所が 2020 年 11 月 20 日付で作成）

Leezhao Law Office ・ All rights reserved.

三、里兆解读

- 从债权回收的角度解读《保障中小企业款项支付条例》（连载之一/共二篇）

2020 年 07 月 01 日国务院第 99 次常务会议通过了《保障中小企业款项支付条例》（以下简称“《条例》”），《条例》自 2020 年 09 月 01 日起施行，目前已经生效。《条例》共 29 条，主要是为保障中小企业的债权能够及时回收，重点在规范合同订立及资金保障、规范支付行为、以及加强信用监督和服务保障等方面作出了明确规定。

本文从《条例》在中小企业债权回收中的角度对其进行解读，并对实务中企业的常见问题进行归纳与解答。

Q1. 关于《条例》的出台背景？

考虑到中小企业的发展是扩大就业、改善民生的重要支撑，保障中小企业蓬勃发展至关重要；而近年来，国家机关、事业单位和大企业利用优势地位拖欠中小企业款项的现象又日益严重，中小企业账款回收期延长，其生存与发展面临困境，这个现象已经引起了国家层面的高度重视。

为此，2018 年 01 月施行了新版的《中小企业促进法》，其中第五十三条明确规定“*国家机关、事业单位和大型企业不得违约拖欠中小企业的货物、工程、服务款项。中小企业有权要求拖欠方支付拖欠款并要求对拖欠造成的损失进行赔偿*”；同年年底，国务院启动了清理拖欠民营企业中小企业账款专项行动，取得一定的积极成效。

但是，因中小企业本身在交易行为中处于劣势地位，无论是上述法律规定、还是专项行动，都难以有效防范拖欠行为的发生，并未从根本上解决款项拖欠问题。

在此背景下，为使中小企业能够“实质公平”地与机关、事业单位和大型企业交易，实现债权有效回收，最终出台了《条例》。《条例》的出台，被认为有利于增强中小企业发展信心，促进复工复产，并优化营商环境。

三、里兆解説

- 債権回収の視点からみた「中小企業代金支払保障条例」（連載の一/全二回）

2020 年 7 月 1 日、国務院第 99 回常務会議が「中小企業代金支払保障条例」（以下「『条例』」という）を可決した。「条例」は 2020 年 9 月 1 日からの施行であり、現在、すでに効力が生じている。「条例」は計 29 条あり、主には中小企業の債権が遅滞なく回収できるよう保障する内容であり、契約締結の規範化と資金の保障、支払行為の規範化、並びに信用監督の強化及びサービス保障等の方面に重点を置き、明確な規定を行っている。

本稿では、中小企業による債権回収の視点から「条例」を考察し、実務において企業からのよくある質問を整理し、回答する。

Q1. 「条例」が公布に至った背景は？

中小企業の発展は、就業を拡大し、人々の暮らしを改善するうえでの重要な要素であることから、中小企業が益々発展していくよう保障することは極めて重要である。しかし、ここ数年、国家機関、事業組織及び大手企業がその優越的地位を利用し、中小企業に対する支払を遅延させるという事態が日増しに深刻になっており、中小企業の代金回収期間が延びてしまうことで、その存続と発展が窮地に陥るといった現象はすでに国レベルでの注目を集め、一層重視されるようになった。

そのため、2018 年 1 月に新版「中小企業促進法」が施行され、同法第五十三条には「*国家機関、事業組織及び大型企業は約定に違反し、中小企業の貨物、工事、サービスに係る代金の支払を遅延させてはならない。中小企業は支払遅延当事者に対し、遅延代金の支払を請求し、且つ遅延による損失への賠償を要求することができる。*」と明確に規定されている。同年の年末に、国務院が民営企業・中小企業に対する未払いの資金を見直すという特別行動を実施したところ、一定の積極的な効果が得られた。

しかし、中小企業自身が取引行為においては弱い立場にあるため、上述した法律規定も、特別行動も、支払遅延行為の発生を効果的に防ぐことは難しく、支払遅延問題を根底から解決してはいない。

このような背景において、中小企業が機関、事業組織及び大型企業と「実質上、公平に」取引を行い、債権を確実に回収できるようにするため、最終的に「条例」が公布された。「条例」が公布されたことは、中小企業が発展していくうえでの自信を高め、事業及び生産再開を促進し、ビジネス環境を最適化するうえで有益である。

Q2. 《条例》适用哪些情形？

《条例》适用于"机关、事业单位、大型企业"与中小企业之间的交易，**付款义务人**限定为机关、事业单位和大型企业，**收款权利人**限定为中小企业；另外，款项支付范围也限于因货物、工程或者服务交易而产生的支付义务。

因此，以下情形不适用《条例》的规定：

1) 机关、事业单位和大型企业之间订立合同；
2) 中小企业之间订立合同；
3) 中小企业为付款方，机关、事业单位和大型企业为收款方；
4) 除货物、工程或者服务交易外，因借款、发行债券等金融活动而产生的债务纠纷。

此外，需要说明的是，根据《条例》，部分或全部使用财政资金从中小企业实施采购的团体组织，参照机关、事业单位的有关规定执行；军队从中小企业实施采购的，按照军队的有关规定执行。

Q2. 「条例」はどのような状況に適用されるのか？

「条例」は「機関、事業組織、大型企業」と中小企業との取引に適用され、**支払義務者**は機関、事業組織及び大型企業に限定され、**代金受領権利者**は中小企業に限定される。また、支払われる代金の範囲も貨物、工事又はサービスに係る取引により発生する支払義務に限定される。

したがって、以下の状況には「条例」の規定が適用されない。

1) 機関、事業組織及び大型企業の間で締結した契約。
2) 中小企業の間で締結した契約。
3) 中小企業が支払者であり、機関、事業組織及び大型企業が受領者である場合。
4) 貨物、工事又はサービスに係る取引を除き、借入、債券発行等の金融活動に起因して発生した債務紛争。

また、留意点としては、「条例」によると、財政資金を一部又は全部使用し、中小企業から調達を行う団体組織については、機関、事業組織の関連規定に参照して実施するものとし、軍隊が中小企業から調達を行う場合、軍隊の関連規定に従い実施することになる。

Q3. "中小企业"、"大型企业"如何认定？

根据《条例》第三条的规定，"中小企业"依据国务院批准的中小企业划分标准进行确定，具体分为中型企业、小型企业和微型企业；而中小企业以外的其他企业，则都被认定为"大型企业"。中小企业、大型企业**依合同订立时**的企业规模类型确定，即、合同履行过程中企业规模发生变化的，仍以合同订立时已经确定的企业规模类型适用《条例》。

"中小企业"划分的主要依据为《关于印发中小企业划型标准规定的通知》、《统计上大中小微型企业划分办法（2017）》，具体而言，先确定企业所属行业[1]，再根据各行业具体的划型标准（包括从业人员、营业收入、资产总额等指标）进行判断。

对中小企业规模类型认定有争议的，根据《条例》第二十三条的规定，可以向主张为中小企业一方所在地的县级以上地方人民政府负责中小企业促进工作综合管理的部门申请认定。

Q3. 何をもって「中小企業」、「大型企業」と認定されるのか？

「条例」第三条によると、「中小企業」は国務院が承認した中小企業分類標準によって確定され、具体的には中型企業、小型企業及び零細型企業に分けられるが、中小企業以外の他の企業は、全て「大型企業」と認定されると定められている。中小企業、大型企業は**契約締結時**の企業規模類型に基づき確定する。即ち、契約履行過程において企業の規模に変化が生じた場合でも、契約締結時にすでに確定された企業規模類型に基づき、「条例」が適用される。

「中小企業」を分類するための主な根拠は、「中小企業分類基準規定の公布に関する通知」、「統計上の大、中、小、零細型企業分類弁法（2017）」である。具体的には、まず企業の所属業種[1]を確定してから、また各業種の具体的な分類基準（従業員、売上収入、資産総額等の指標を含む）に基づいて判断する。

中小企業規模類型の認定について異議がある場合、「条例」第二十三条の規定によれば、自己が中小企業であると主張する当事者所在地の県級以上の地方人民政府における中小企業促進作業総合管理をつかさどる部門にて認定を申請することができる。

[1] 企业的所属行业可根据国家标准 GB/T4754-2017《国民经济行业分类》进行判断。对于《关于印发中小企业划型标准规定的通知》、《统计上大中小微型企业划分办法（2017）》中未涉及的行业，可查询其是否另有专门规定，如金融行业的中小企业划分标准依据规定于《金融业企业划型标准规定》中。

[1] 企業の所属業種は国家標準 GB/T4754-2017「国民経済業種分類」に基づき判断するとよい。「中小企業分類基準規定の公布に関する通知」、「統計上の大、中、小、零細型企業分類弁法（2017）」に記載されていない業種については、個別に規定を設けているかどうかについて照会することができる。例えば、金融業の中小企業分類基準は「金融業企業分類基準規定」に定められている。

Q4. “中小企业”履行告知义务的方式？

条例本身没有明确规定“告知”的形式，因此理论上而言，采取书面或口头“告知”均应被认定为有效。但是，为了避免实务操作中引起不必要的争议等，建议还是通过书面形式履行告知义务。具体而言：

1) 若在《条例》施行前已经订立合同，在《条例》生效时合同尚未履行完毕的，中小企业可通过函件、邮件等方式向交易对方履行告知义务。

2) 对于《条例》施行后订立的合同，中小企业既可以考虑在交易合同中对中小企业的身份直接进行明确；也可以考虑另行通过合同附件、补充协议、书面告知函、声明等其他书面形式进行说明。

Q4. 「中小企業」が告知義務を履行する際の方法とは？

条例自体では「告知」方法を明確に規定していないため、理論的には書面又は口頭による「告知」はいずれも有効であると認定されるはずである。しかしながら、実務上は、余計な争い等が生じないよう、やはり書面の形式をもって告知義務を履行するのがよい。具体的には以下の通りである。

1) 「条例」が施行される前にすでに締結している契約については、「条例」発効時に、契約の履行がまだ完了していない場合、中小企業は書簡、メール等の方式をもって取引先に対し告知義務を履行するのがよい。
2) 「条例」が施行された後に締結した契約については、中小企業は取引契約の中で中小企業のステータスを直接に明確にしておくのでも、契約の付属文書、補充協議書、書面レター、声明書その他の書面方式を通じて別途説明を行うようにするのでもよい。

Q5. 中小企业未在合同订立时履行“告知”义务时是否仍适用《条例》？

根据《条例》第三条的规定，“中小企业与机关、事业单位、大型企业<u>订立合同时</u>，<u>应当主动告知</u>其属于中小企业”；但是，《条例》本身并未规定如果中小企业未进行此等主动告知或者告知不实的法律后果。即、该问题后续尚待立法机关或司法机关等作出进一步的解释和明确。

在该问题得到进一步的明确之前，作为中小企业，我们建议还是应该主动、积极的履行告知义务。

当然，如果合同在《条例》施行前已经订立（《条例》施行后仍在履行）的，由于合同订立时《条例》尚未生效，客观上没有“合同订立时告知”这一义务，因此中小企业可以通过“事后及时告知”的方式补充履行告知义务。

另外，需提请注意的是，考虑到双方对于合同条款达成合意的时点是在《条例》生效前，但《条例》中保障债权回收的部分条款是要求从合同订立时开始约定的，如《条例》第九条中规定的“合同双方应当在合同中约定明确、合理的检验或验收期限，并在该期限内完成检验或验收”，即、即使通过“事后及时告知”补充履行了告知义务，也仅能在符合《条例》规定情形的范围内受到保护。

因此，建议中小企业在有可能的条件下，与交易对方商议，根据《条例》对合同相关条款也一并进行调整。

Q5. 中小企業が契約締結時に「告知」義務を履行しなかった場合でも「条例」は適用されるのか？

「条例」第三条では、「中小企業が機関、事業組織、大型企業と<u>契約を締結する際に</u>、自己が中小企業であることを<u>自主的に告知しなければならない</u>」と定めてはいるが、中小企業がこのように自主的に告知しなかった場合、又は事実通りに告知しなかった場合の法的影響について、「条例」では規定していない。つまり、この問題については今後、立法機関又は司法機関等がさらに解釈し、明確にしていく必要がある。

なお、この問題がさらに明確にされるまでは、中小企業は、やはり自主的且つ積極的に告知義務を履行したほうがよい。

もっとも、「条例」が施行される前にすでに締結している契約（「条例」施行後、まだ履行しているもの）については、契約締結時に、「条例」がまだ発効されておらず、客観的には「契約締結時に告知する」という義務もないため、中小企業は「事後速やかに告知する」方式をもって告知義務を補充し履行するのがよい。

また、留意点としては、双方が契約条項について合意するタイミングが「条例」発効前であったとしても、「条例」の中の債権回収を保障する一部の条項は、契約締結時から約定しておかねばならないと求めており、例えば、「条例」第九条では「契約双方は契約において、明確且つ合理的な検査又は検収期限を取決め、且つ当該期限以内に検査又は検収を完成させなければならない」と規定している。つまり、「契約締結時に告知する」ことを通じて告知義務を補充し履行する場合であっても、「条例」で定められた状況に合致する範囲内でしか保護を受けることができない。

従って、中小企業は条件が許されるならば、取引先と協議したうえで、「条例」に基づき契約の関係条項を併せて調整するようにするのがよい。

Leezhao Law Office ・ All rights reserved.

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续介绍“《条例》对中小企业债权回收的具体保障？”

（里兆律师事务所 2020 年 11 月 20 日编写）

紙面に限りがあるため、ひとまず上記内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において「『条例』は中小企業の債権回収について、具体的にどのように保障するのか？」の内容について解説する。

（里兆法律事務所が 2020 年 11 月 20 日付で作成）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 民法典对劳动法的影响
- 解读《个人信息保护法（草案）》

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 民法典による労働法に対する影響
- 「個人情報保護法（草案）」を読み解く

Leezhao Law Office ・ All rights reserved.